

土壤汚染の疑いがある土地を取得する

場合の留意事項について（通知）

平成25年9月10日用地第305号
県土整備部長通知

土壤汚染の疑いがある土地の取得に当たっては、「埼玉県の公共用地取得における土壤汚染地への対応方針について」（平成18年2月21日用地第852号 県土整備部長・都市整備部長通知 平成22年2月26日改正）により、土地売買契約に先立ち、土壤汚染の有無について調査を行い、適切な土地価格の算定及び契約手続きをとることとされている。

今般、土壤汚染の疑いがある土地について、土壤汚染の可能性を見過ごしたまま土地売買契約を締結した事例があった。

公共用地を取得するに当たっては、上記通知にしたがい適切な手続きを行った上で、土地売買契約を締結するよう十分留意されたい。

特に、土壤汚染が疑われる土地の判断について、現地踏査の際に工場や事業場の敷地として利用されている場合又は利用されていたと見られる場合においては、必ず環境管理事務所等に確認をするなど適切に対応すること。